

**富山市総合体育館Rコンセッション事業
入札説明書等に対する質問（第1回）の回答**

令和6年2月

富山市

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
1	入札公告	4	2. (3).イ.(ウ).a	入札参加者に備えるべき参加資格要件	入札公告には「公共施設・民間施設における運営実績、アリーナ・体育館におけるスポーツ・コンサート等の興行開催実績を有していること」と記載がありますが、入札説明書には「公共施設・民間施設における運営実績、もしくはアリーナ・体育館におけるスポーツ・コンサート等の興行開催実績を有していること」と記載されています。入札公告は誤記との認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。正しくは、入札説明書の「公共施設・民間施設における運営実績、もしくはアリーナ・体育館におけるスポーツ・コンサート等の興行開催実績を有していること」となります。
2	入札説明書	1	2. (2)	対象となる公共施設	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答No.1にて、「P3①本施設の立地条件」に記載の③の土地も本施設に含まれるとの回答がありますが、一方で2.(2)の記載を見ると、「富山市総合体育館」「富山市3x3バスケットボールコート」の2施設のみとなっております。③の土地も本施設に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業対象地③は、本施設のうち「富山市総合体育館」に付随して駐車場利用している敷地であり、定義上、本施設に含まれます。
3	入札説明書	6	2. (5).3).ク.※	自主事業	実施方針では「自らの独立採算により」と記載されていますが、入札説明書では「自らの提案により」と変更されました。その意図をご教示ください。	本事業のサービス対価は、自主事業を含めた事業全体の収支想定により算定しているため、入札説明書及び要求水準書において表現を修正しました。「提案審査様式集4(資金・収支計画書)」においては、自主事業の収入および支出について分類のうえで記入してください。
4	入札説明書	6	2. (5).3).ク.※	自主事業	実施方針では「賃貸借契約等」と記載されていますが、入札説明書では「使用貸借契約」に変更されました。その意図をご教示ください。	実施方針以降に本施設の賃貸借に関して条件を精査し、契約形態は無償貸付を前提とした「使用貸借契約」に定めています。
5	入札説明書	6	2. (5).4).①	サービス対価	サービス対価④⑤⑥のそれぞれに「本市が設計した上限金額の範囲内」と記載がありますが、実施方針・要求水準書(案)の公表に対する質問回答において、「サービス対価の上限金額の設定については入札公告時において示す」と記載があります。個別のサービス対価の設定はなしとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。事業全体のサービス対価の上限金額について、「入札説明書4.(7)入札予定価格」に記載しています。
6	入札説明書	7	2. (5).4).②	条例について	利用料金については条例にて設定するとの記載がありますが、この条例は「富山市スポーツ施設条例」を改定するのでしょうか？それとも新たに条例を策定されるのでしょうか。ご教示ください。	本施設については、事業者からの提案を基に、使用に関する内容等を条例で定めることを想定していますが、「富山市スポーツ施設条例」を改定するか、新たな条例を制定するかは今後検討します。
7	入札説明書	7	2 (5) 4) ②	利用料金収入	興行等のために利用する場合、多種多様であることからその興行の内容に応じてかなり柔軟に料金を設定する必要があると考えられますが、事前の協議についてどの程度事業者に裁量を与えられるのでしょうか。ご教示ください。	興行利用に関する区分の利用料金体系及び水準については、事業者の提案に基づき、本市と協議のうえで事業者が設定します。市場性を考慮し、収益性向上に資する利用料金体系及び水準の提案に期待しています。
8	入札説明書	7	2. (5).5)	追加投資等の取り扱い	「①本市の所有となる追加投資」「②事業者の所有となる追加投資」との記載がありますが、どのような内容が①②にあてはまると考えのでしょうか。①②の考え方は事業者側で提案とさせて頂いてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。①②の区分については、事業者の提案を受けて、本市と協議のうえで定めます。
9	入札説明書	9	3. (1).1)	応募者の構成員及び協力企業	「構成員」とは、SPCに対して出資する者であり、SPCが直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者をいう」とありますが、共同企業が構成員になることは可能でしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	共同企業体は、民法上の組合の一種であり法人格を有さず、SPCに出資する者とはなれないため、構成員となることができません。
10	入札説明書	11	3. (1).3).②.ウ.a	業種別の参加資格条件	「公共施設・民間施設における運営実績」はどのような業種で実績となるのか。また、施設全般か一部のサービスでの実績でも可能か。	施設の種別及び運営業務内容を問わず、自社の職員を施設スタッフとして配置し、施設全般の運営を実施した実績となります。「実施方針及び要求水準書(案)に対する質問の回答No.13」をご参照ください。
11	入札説明書	12	3. (3).3).⑤	SPC所在地	SPCの所在地は本施設内でもよろしいでしょうか。ご教示ください。	本施設は本市所有の施設であることから、不可とします。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
12	入札説明書	12	3. (3).3).⑥	代表企業、構成員及び協力企業の変更	構成員及び協力企業の変更について、参加表明書提出以降であっても、やむを得ない事情があり貴市が資格、能力等の面で支障がないと判断する場合は追加及び変更を可能とするとの記載があります。変更には「辞退」も含まれるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。参加表明書提出以降、本市が資格、能力等の面で支障がないと判断した場合には、構成員及び協力企業の追加及び変更（辞退を含む）を可能とすることがあります。
13	入札説明書	17	4. (6).3).①	提案書類の取扱い	貴市が本事業において公表等が必要と認めるとき、公表する提案書類の内容は事業者との協議を経て決まるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	18	4. (7).1)	入札予定価格の算定方法	前述のサービス対価においては「サービス対価①④⑤」と記載がありますが、本項では「サービス対価A、B、C、D、E、F、G、H」と記載されております。違いをご教示ください。	①④⑤は、「入札説明書1. (5).4)事業者の収入に関する事項」においてサービス対価の概要の説明で使用した区分です。A、B、C、D、E、F、G、Hは、「事業契約書（案）別紙8」においてサービス対価の支払方法の説明で使用した区分であり、事業期間を通じて、こちらの区分を継続して使用することになります。
15	要求水準書	2	1.4.2.	対象施設	運営権設定の対象施設に「親水広場」を追加いただけないでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。（総合体育館も含めた一体管理とすることで、様々なイベント等の仕掛けづくりが可能になると考えております。）	親水広場については運営権を設定することは考えていませんが、本施設と連携した管理や活用について、積極的な提案を期待しています。
16	要求水準書	3	1.4.3.(2)	期初改修業務	1月1日に発生した能登半島地震により、本施設内で損傷を受けている箇所がある可能性があります。そうした箇所は貴市または現指定管理者にて事業期間開始前までに修繕対応を頂くとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。期初改修の期初改修の内容にも係る事項のため確認させていただきます。	損傷が確認された場合については、本市または現指定管理者にて修繕等の対応を行います。
17	要求水準書	5	1.5.	事業スケジュール	「※本施設の供用開始時期は事業者の提案によるが…事業期間終了前の期間を予定している」との記載がありますが、工事の内容を踏まえて行政との調整により工事期間が延びた場合に事業期間を延長頂くことは可能でしょうか。また、その場合は、併せて指定期間も延長頂くことは可能でしょうか。ご教示ください。	「事業契約書（案）第45条」に記載の場合において、設計・改修等期間が延長となりますが、それに伴い事業期間を延長することについて協議することは可能となります。
18	要求水準書	8	1.7.1	事業者が加入すべき保険	「建物総合損害共済」及び「市民総合賠償補償保険」の補償内容についてご教示ください。	「建物総合損害共済」及び「市民総合賠償補償保険」については、契約者のみが閲覧できる内容もあることから、本事業について事業契約を締結した後に開示します。
19	要求水準書	8 9	1.7.1.(1) 1.7.1.(2)	事業者が加入すべき保険	火災保険について事業者が加入する建付けとなっておりますが、本来は所有者である貴市が加入するものですので、貴市が別途加入している「建物総合損害共済」にて継続付保して頂くべきかと思いますがその理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「要求水準書1.7.1」に記載のとおり、「建物総合損害共済」には継続付保します。なお、火災保険の加入については、保険の加入と同等の効果がある手法について事業者が提案することができます。
20	要求水準書	9	1.8.2	要求水準書の変更手続き	「要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する」と記載がありますが、事前協議ではなく、通知のみの事由をご教示ください。	「事業契約書（案）第18条」に記載のとおり、要求水準書を変更する場合、通知のうえで事業者と協議を行います。
21	要求水準書	10	1.10.1.b	著作権	「本市が必要と認めるときには、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できる」と記載がありますが、これでは片務的なため、「事業者と協議の上、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できる」に変更していただきたいです。貴市のお考えをご教示ください。	「要求水準書」を修正します。
22	要求水準書	10	1.10.1.c	著作権	「快諾するものとする」と記載がありますが、片務的なため、「事前協議にて事業者が認めたもの」と変更していただきたいです。貴市のお考えをご教示ください。	「要求水準書」を修正します。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
23	要求水準書	15	2.2.2	費用に関する事項	「光熱水費については、全て事業者の負担とする」と記載がありますが、契約締結日時から著しく高騰した場合は協議の場を設けていただきたいと思います。貴市のお考えをご教示ください。	「事業契約書(案)別紙8」において、光熱水費を含め、物価変動等によるサービス対価の改定について記載しているため、ご参照ください。
24	要求水準書	16	2.4.1	利用形態	「下表の区分を基本とし、事業者が各区分の定義・設定について提案することができる」とありますが、「b一般利用(個人・団体):市民利用、競技団体利用、地域イベント等」の中にも興行利用の性質の利用があると考えており、興行利用として整理したいと思っております。例:全国高等学校バスケットボール選手権大会:ウインターカップはチケット販売あり このような提案も事業者側で提案できるとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	利用形態の区分や利用料金体系及び水準については、本施設の収益性向上やスポーツ環境の充実に資することを目的として、事業者が提案することができ、本市と協議のうえです。
25	要求水準書	17	2.4.4.c	留意事項	「利用料金の減免について、・・・本事業において適用しない」とありますが、直近3カ年の減免実績(減免利用件数・減免金額)をお示しください。	減免の実績は以下のとおりです。 令和2年度 減免件数:385件 減免額:24,834,970円 令和3年度 減免件数:442件 減免額:30,796,120円 令和4年度 減免件数:626件 減免額:37,959,860円
26	要求水準書	18	2.6.1.	財産の利活用について	別紙45でもお示し頂いておりますが、 ①本施設内の既存の広告収入(市が収受している壁面の行政財産使用料収入) ②自動販売機設置収入(市が収受している床面の行政財産使用料収入)をお示しください。 また、上記①②以外でも現在本施設において貴市で収受している収入があればお示しください。	別紙資料を追加しますので、ご参照ください。
27	要求水準書	18	2.6.1	財産の利活用について	実施方針・要求水準書(案)の公表に対する質問回答において、「原則、本施設内での展示等を想定しておりますが、事業者提案内容を踏まえて、本市と事業者の協議により対応を決定する」とありますが、広告掲載範囲の拡大等提案内容に影響があると考えます。美術品等のそれぞれについて移動の可否及び移動先指定について貴市にて判断いただき、ご教示願いたい。	美術品等それぞれの移動の可否及び移動先指定について、現時点で本市が判断するのではなく、事業者の提案内容を踏まえて、本市と事業者の協議により対応を決定します。
28	要求水準書	18	2.6.2.b	留意事項	使用賃貸借契約締結に当たっては議会の議決が必要との事でしょうか。ご教示ください。 事業者の提案にもよりますが、仮に2026年9月に供用開始となり、同時に貴市と使用賃貸借契約を締結して第三者にサービス提供を行うこととなった場合は、いつのタイミングの議会で議決を得る動きになりますでしょうか。	使用賃貸借契約については、富山市議会の議決が必要となります。議決の詳細スケジュールについては、事業者の提案内容や改修工程により本市において検討を行います。供用開始前までに議決を行うことを想定しています。
29	要求水準書	19	2.6.3	スポーツ協会による事務室利用について	期初改修業務及びBリーグ改修・魅力化改修業務の施工期間中において外部に一時移転する場合、外部事務所の移転先候補はスポーツ協会自らが探してくれるのでしょうか。それとも事業者がスポーツ協会より条件を聞き、いくつか候補を提示する必要があるのでしょうか。ご教示ください。	スポーツ協会の一時的移転先については、スポーツ協会自らが検討することとしています。
30	要求水準書	19	2.6.3	スポーツ協会による事務室利用について	移転先の外部事務所に係る礼金、保証金、仲介手数料、賃借料等も含めてすべてスポーツ協会が負担する認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	19	2.6.3	スポーツ協会による事務室利用についてその他	「備品や書類等の・・・実施される」との記載がありますが、 ①現在スポーツ協会が本施設に持ち込んでいる協会所有の備品を一覧でお示しください。 ②スポーツ協会の事務室に置いてある備品はスポーツ協会所有の備品でしょうか。お示しください。	①別紙資料を追加しますので、ご参照ください。 ②スポーツ協会事務室にある備品等については、本市所有のもの、スポーツ協会所有のものがあります。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
32	要求水準書	19	2.6.3	スポーツ協会による事務室利用について	「事業者は本施設内のその他の場所において事務室の配置を提案することができる」とありますが、その他施設への提案についても協議としていただきたいです。貴市のお考えをご教示ください。	提案について協議することは可能です。
33	要求水準書	20	2.8.2.c	留意事項	「見直しに伴うサービス対価の変更は行わない」と記載がありますが、長寿命化に資する見直しの場合、サービス対価の変更の可能性も考えていただきたく、「原則」との記載を追加していただきたいです。貴市のお考えをご教示ください。	原文のとおりとします。
34	要求水準書	20	2.8.2.c	留意事項	期初改修及び期中改修について、公表内容に瑕疵があった場合、サービス対価の変更をしていただきたいです。貴市のお考えをご教示ください。	要求水準書の内容に変更が必要となった場合は、「事業契約書(案)第18条」に基づき、事業者と協議のうえで、本市が追加費用の負担を行う場合があります。
35	要求水準書	25	3.2.3.e	セルフモニタリング業務	セルフモニタリングに関して、結果の取りまとめ方法や貴市への報告頻度等の詳細については、事業契約書の締結後に貴市と協議を行い計画するという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。統括管理業務基本計画書においてセルフモニタリングの実施内容について定めてください。なお、統括管理業務基本計画書の作成時期等の記載について、「要求水準書」を修正します。
36	要求水準書	26	4.1.2.h	既存不適格	既存不適格の解消に係る改修において、「特定天井、防火シャッターの危害防止機構及び昇降機扉の遮煙性能」の解消とあります。特定防火戸で、遮煙性能が必要な防火区画にあたる場合、既存建具の遮煙性能の有無をご確認お願いいたします。 建設省告示第25614号「防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の遮煙性能を有する防火設備の構造方法」において、「防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分が相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの」とあります。現在の防火設備については、告示に該当するものとみなし、既存不適格ではないという解釈で宜しいでしょうか。	特定防火戸の遮煙性能は、「別紙12計画通知副本一式」及び現地で確認してください。
37	要求水準書	34	5.2.3.c	その他修繕・更新業務	「毎事業年度」と記載がありますが、毎事業年度の対象年度をご教示ください。	期中改修業務の業務期間が開始する供用開始以降の年度が対象となります。なお、「その他修繕・更新業務年間予算額」については、各年度固定の金額を提案してもらいますが、初年度や最終年度の計算方法等を含め、「要求水準書」及び「提案審査様式集4(資金・収支計画書)」を修正します。
38	要求水準書	38	6.2.4.c	供用開始前の予約受付業務	新予約受付システムの導入時期(2026年3月31日まで)と、3x3バスケットボールコートの先行運営開始日(2026年4月)の期間が短くなる可能性があります。予約受付システムについて、一般利用に供されるより以前に、予約確認画面の取扱い方など事業者として利用するメニューについて、レクチャーいただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	新予約受付システムの内容や正確な導入時期は決まっていますが、円滑な業務遂行のため、システム導入後、できるだけ早く事業者を対象とした説明会等を行うこととしています。
39	要求水準書	38	6.2.4.c	供用開始前の予約受付業務	予約受付は、貴市が導入を予定している新たな「予約受付システム」を使用することとの記載がありますが、事業者が用意するPCに管理ツール(ソフト、アプリ等)をインストールいただけるのでしょうか。それとも、管理ツールが入ったPCを貴市より無償で貸与いただけるのでしょうか。ご教示ください。	新予約受付システムの内容や正確な導入時期は決まっていないため、取扱いは未定となります。
40	要求水準書	38	6.2.4.c	供用開始前の予約受付業務	「新たな予約システム」について、実施方針・要求水準書(案)の公表に対する質問回答以降の概要等の決定事項がございましたら、ご教示ください。	現在検討中であり、決定している事項はありません。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
41	要求水準書	44	7.2.1.(1).d	クレーム対応	「必要に応じて、本市に報告すること」と記載がありますが、基本的には提出書類等での報告で良いとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	44	7.2.2.(1).f	故障・クレーム対応	「必要に応じて速やかに本市に報告すること」と記載がありますが、基本的には提出書類等での報告で良いとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	45	7.2.3	什器備品保守管理業務	事業者が自主事業等で別途購入・用意する什器備品については、「7.2.3.」に記載の限りではないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「要求水準書7.2.3(1)a)に記載のとおり、自主事業等で調達・設置する什器備品を含め、本施設に設置される什器備品全てを対象とします。
44	要求水準書	46	7.2.6	警備業務	要求水準書や別紙37(警備請負業務仕様書)に記載される通常利用時の警備業務以外で、興行利用時に臨時で追加される交通誘導員等の警備費用の負担先について、貴市からの指定は特段なく事業者と興行主催者との協議により定められるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	47	7.2.9.(2).b	要求水準	「側溝」と記載がありますが、現状富山市総合体育館と親水広場の間の側溝が機能せず、水たまりが発生している様子が見受けられます。本事業の対象である側溝の範囲をご教示ください。	別紙資料を追加しますので、ご参照ください。なお、この側溝については、本施設に隣接していますが、本事業において維持管理する必要はありません。
46	要求水準書	49	8.1.4.	開館時間及び休館日	日別・時間別・ゾーン別の利用者データを可能な範囲で提供頂きたい。また、層別(性・年齢、居住地等)のデータも併せてお願いしたい。	利用者に関する詳細の属性データは保有しておらず、左記のデータの開示は行いません。
47	要求水準書	51	8.2.3.	料金收受業務	利用料金の日別、ゾーン別のデータを提供頂きたい。	本施設の現行の利用料金については、「富山市スポーツ施設条例」をご参照ください。
48	要求水準書	51	8.2.4.	総合案内業務	現指定管理者の要員配置状況をご教授頂きたい。	別紙36の管理体制(配置人数)をご参照ください。
49	要求水準書	51	8.2.5.	安全管理及び緊急時対応に関する業務	利用者の利用禁止に関する規定があればご教授頂きたい。	富山市スポーツ施設条例をご参照ください。
50	要求水準書	52	8.2.6	避難所対応業務	実施方針・要求水準書(案)の公表に対する質問回答において、「施設内には避難所等運営備蓄品が供えられており、管理は本市防災対策課が行いますが、施設内の保管場所の確保は必要」と記載がありますが、備蓄品の保管されている場所や量をご教示ください。	避難所運営備蓄品は、総合体育館1階事務所内相談室に、収納ケース8個程度が保管されています。
51	要求水準書	55	9.1.4.h	特記事項	要求水準書(案)では「更新・継続使用・配置変更・追加・廃棄等の改修方針」と記載がありますが、要求水準書では「更新等の改修方針」と変更されました。その意図をご教示ください。	当該設備等の改修方針については、事業者の提案としているものの、本市としては更新が望ましいと考えています。
52	要求水準書	55	9.1.4.h.②	特記事項 4面映像装置	要求水準書(案)では「再利用又は継続使用」と記載ありましたが、要求水準書では「再利用」と変更されました。その意図をご教示ください。	本市としては、4面映像装置の更新が望ましいと考えており、既存の4面映像装置については、本施設内における再利用が望ましいと考えています。
53	要求水準書	58	10.1.1	自主事業 基本的事項	実施方針・要求水準書(案)の公表に対する質問回答において、「自主事業の事業収支は独立して管理」と記載ありますが、要求水準書から「自主事業は独立採算」が削除され、「事業者は自主事業の収入を自らの収入として得ることができる」と変更になりました。その意図をご教示ください。	質問No.3の回答をご参照ください。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
54	要求水準書		別紙17	認定申請書	「高齢者、障がい者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」におきまして、申請書はありますが、認定通知書が見当たりません。計画通知の通知書に兼ねることよろしいでしょうか。	「高齢者、障がい者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の申請書はありません。なお、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（旧ハートビル法）」に基づく別紙17の認定申請書に対する認定通知日は、平成9年1月29日です。ただし、この法律は廃止されています。
55	要求水準書		別紙36	トレーニング機器	別紙36「トレーニング機器保守点検業務委託仕様書」にてトレーニング機器の一覧（点検機器一覧）の記載がありますが、一方で実施方針公表時に開示頂いた備品リストだとトレーニング機器の記載が無いように思われます。以上を踏まえて、下記をご教示ください。 ①トレーニング機器の所有者 ②リース等を導入しているようなら契約年数・契約者・契約金額等 ③事業期間中に機器を入れ替える場合の費用負担は貴市かどうか（もし事業者で入れ替える場合は、予算に含まれていたのか確認したく存じます）	①トレーニング機器は、現在リース中の機器とリース期間が満了し現指定管理者であるスポーツ協会の所有となっている機器があります。リース中の機器についても、所有権移転リースのためリース期間終了後は、スポーツ協会の所有となります。また、指定管理期間終了後は、所有権が本市に移転し、本市の備品となります。 ②トレーニング機器の内容は、別紙資料を追加しますので、ご参照ください。 ③要求水準書5.2.3に記載のとおり、トレーニング機器は什器備品としてその他修繕・更新業務の対象となります。
56	要求水準書		別紙39	中長期建物保全計画書	期初改修及び期中改修において、別紙39「中長期建物保全計画書」を基準（正）として改修内容・計画を実施します。（別紙25等は参考資料として扱います）そのため、別紙39「中長期建物保全計画書」の記載に誤りがあった場合には、追加精算をお願いします。貴市のお考えをご教示ください。	質問No. 34の回答をご参照ください。
57	要求水準書		別紙39	中長期建物保全計画書	計画内訳に「サービス対価(15年間)」の項目が追加されましたが、策定基準がありません。ご教示ください。	記載誤りのため、別紙39を修正します。凡例と同義の列ですので、列を削除します。
58	要求水準書		別紙39	中長期建物保全計画書	計画内訳に「サービス対価(15年間)」の項目が追加されましたが、3頁（4頁の誤記か）には記載がありません。ご教示ください。	質問No. 57の回答をご参照ください。
59	要求水準書		別紙39	中長期建物保全計画書	「R5年度施設改修調査書」は別紙25「現指定管理者要望リスト（R5）」という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書		別紙39	屋上1-5、デッキ3-5、屋外機置場、屋根5	「（現状）アスファルト防水押えコンクリート」において、2年目（R7年度）に「サービス対価必須項目（予防保全）」と記載されていますが、こちらは「劣化状況：雑草」の対応と推測しております。防水について、「（今後）ウレタン塗膜防水」に2年目（R7年度）に変更になっているとの理解ですが、12年目（R17年度）における「（現状）アスファルト防水押えコンクリート」の「サービス対価必須項目（予防保全）」は何を指すのでしょうか。ご教示ください。	12年目（R17年度）では、塗膜防水で更新されているものの、下地であるアスファルト防水押えコンクリートに不具合が出る可能性があるため、予防保全として見込んでいます。
61	要求水準書		別紙39	ロールバックチェア	「サービス対価必須項目（予防保全）」から「その他修繕・更新業務」の事後保全管理に変更となりました。その意図をご教示ください。	ロールバックチェア（電動式移動観覧席）については、Bリーグ改修・魅力化改修業務において、本事業における更新等の改修方針について積極的な提案を求めていることから、サービス対価必須項目から変更しています。
62	要求水準書		別紙39	自動制御機器 冷却水配管	「サービス対価必須項目（予防保全）」が削除されました。その意図をご教示ください。	記載誤りがあったため、削除したものです。
63	要求水準書		別紙39	エレベーター 本体	「フルメンテナンス契約のため修繕費用は計上しない」と記載がありますが、2029年の「サービス対価必須項目（予防保全）」の費用は費用計上が必要なのでしょうか。お考えをご教示ください。	ご指摘のとおり、フルメンテナンス契約のため修繕費は見込んでいません。2029年度は、EV更新費用を計上しています。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
64	要求水準書		別紙48	ネーミングライツに係る費用負担	契約期間終了後の原状回復は事業者又はネーミングライツパートナーの費用負担ですが、表上で貴市の負担となっている道路標識や市の印刷物・広報や市ホームページについては、原状回復も含めて貴市にご負担いただけるのでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書		別紙50	利用料金収入実績（直近5年度分）	【収入の項目】に「指定管理料」「自主事業収入」「その他収入（例えば新型コロナウイルス感染症の影響で補填金があったのであればその金額）」、「【経費の項目】に「管理費総額」及びその内訳（「人件費」「水光熱費」「維持管理費」等）を追加いただき、それぞれの金額をご教示ください。	収入については、指定管理料の実績金額を別紙50に追加して、修正します。なお、広告収入及び自動販売機収入の実績金額については、質問No. 26の回答をご参照ください。経費については、別紙資料を追加しますので、ご参照ください。
66	要求水準書		別紙50	利用料金収入実績	各収入の明細及び費用の実績データをご提供頂きたい。	質問No. 65の回答をご参照ください。
67	基本協定書（案）	3	第5条第2項	株式の譲渡	SPCの株式に対して銀行が担保権を設定する際に、事前の書面による承諾が必要と考えられますが（基本協定書（案）第5条第1項本文参照）、その理解でよろしいでしょうか。また、もしそうだとすると、融資及び担保に関する契約書（語義上これは捺印後のものと解されます）提出の前に承諾いただいたほうが良い場合もありうると考えられますが、もし実務上不都合が生じた場合、柔軟に対応していただける可能性はあるのでしょうか。ご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、押印後の契約書の写しを提出してもらうことを想定した規定ですが、ご理解のとおり、柔軟な対応は可能です。
68	基本協定書（案）	8 9	第10条 第11条	・談合その他の不正行為による事業契約の不締結等 ・暴力団排除に係る事業契約の不締結等	第10条、11条における違反に伴う賠償金の負担について、構成員が連帯して責任を負うことになっておりますが、構成員が連帯して責任を負うか、もしくは帰責事由がある構成員単体が責任を負うかは、事業者が判断できる建付けに変更いただけないでしょうか。ご教示ください。	各事象の重大さに鑑み、原文のとおりとします。
69	事業契約書（案）	3	第4条第1項第8号	自主事業	入札説明書によればコンサート、コンベンション等も想定されているようですが、これは事業契約書（案）第4条第1項第8号への「その他」に該当するという理解でしょうか（要求水準書（案）10. 2. 7c. も参照）、また、昨今イベントも多様化しておりますが、イベントのつど、行政財産の目的外使用の許可をいただく運用になるのでしょうか。ご教示ください。	前段について、興行誘致に関しては開業準備業務（供用開始前の広報・誘致業務）及び運営業務（広報・誘致業務）において実施してください。事業者自らの自主興行イベントの開催については、自主事業（事業契約書（案）第4条第1項第8号に該当）において実施することができます。後段について、「要求水準書2. 6. 2. a」に記載のとおり、事業者自ら又は第三者への委託等により、床面等の活用によりイベントを開催・誘致することが可能であり、行政財産目的外使用の許可手続きは不要となります。
70	事業契約書（案）	3	第5条	運営業務の収入	ある利用があった場合に、一定の範囲の座席を指定して、当該座席については運営権者が入場料収入等を徴収できることを利用規則に定めることはできると考えてよいでしょうか。ご教示ください。	利用料金体系及び水準については、事業者の提案を参考として、本市が定める新条例の範囲内で利用規約が定められます。本事業の収益性及び公共性、興行主催者や利用者の利便性等の観点から、事業者の創意工夫を尊重したうえで、本市が提案内容を個別判断し、利用規約の承認手続きを行います。
71	事業契約書（案）	3	第5条2項	運営業務の収入	料金設定の内容は、利用規則上利用者の種別等に応じた固定額を記載したとしても、利用規則上それを上限額とし、個別の利用形態等に応じて、運営権者と利用者の合意により、割引を行うことがあるといった規定を明示することで、割引の実施は可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 ホームスタジアムとなるスポーツチームに対して、長期利用にともなう割引など、特に営利活動を行う利用者との関係で、割引の自由度があることが、本事業の収益性を高めるうえで重要であるため、何う次第です。	質問No. 70の回答をご参照ください。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
72	事業契約書（案）	3	第5条2	運營業務の収入	現在の減免規定は適用されなくなるの認識ですが、「事業者による徴収した利用料金の還付ならびに利用料金の全部または一部の免除及びその徴収の延期は、施設設置管理条例の定めに従うものとする」とあります。この免除の内容についてご教示ください。	現時点で免除の有無や具体的な内容について決まってはいません。
73	事業契約書（案）	4	第8条	公租公課の負担	本事業に関連して事業者が生じる一切の租税は事業者負担と記載があるため、事業所税の対象になると認識しております。事業所税は延床面積×600円が毎年発生するものであり、事業者側の事業運営において大きなインパクトとなります。また、本事業はコンセッション事業とはいうものの実質貴市からのサービス対価で成り立つ事業であると認識しております。税の性質上、地方税であり課税団体が貴市であることから事業税の免税をお願いします。貴市のお考えをご教示ください。	事業所税の取り扱いについては、事業契約締結後に、内容（利用料金収入を主としているか、利益返還や損失補填の有無等）を確認のうえ、平成17年付総税市第59号総務省自治税務局市町村税課長通知に基づいて判断することとなります。
74	事業契約書（案）	8	第18条	要求水準の変更	事業者側より貴市に対して要求水準の変更を請求することはできるのでしょうか。ご教示ください。	事業者からの提案を踏まえ、「事業契約書（案）第18条第1項」の規定に基づき協議を行い、本市で要求水準書を変更することは可能です。
75	事業契約書（案）	8	第18条	要求水準の変更	第18条第1項に基づく要求水準の変更は事業者と協議の上、合意によって行うという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者との協議を踏まえ、最終的には本市において要求水準書の変更可否を判断します。もっとも、事業者の意向に反した変更を行うことは想定しておらず、誠実に協議を行うことを考えています。
76	事業契約書（案）	11	第26条2	事業終了時のモニタリング	「事業者は、事業期間の満了する日の1年前までに本事業に係る施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備保全のために必要となる資料の整備状況を本市に報告し」とありますが、これは期中修繕、その他の修繕（経常修繕）、維持管理に係る報告書のリスト（一覧表）の提出の認識でよろしいでしょうか。	業務終了時において、「劣化診断報告書」及び「次期修繕計画書」を事業終了1年前までに本市に提出してください。「要求水準書5.2.4次期修繕計画立案業務」をご参照ください。
77	事業契約書（案）	12	第30条	第三者機関の設置（埋蔵文化財等）	合理的に判断できるか否かについては事業者と貴市との間で見解が相違する可能性もございますので、事業者が不服とする場合には、第19条（会議体の設置等）に規定される第三者機関に報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただける建付をご検討頂けますでしょうか。ご教示ください。	第三者により構成される機関の活用に関する詳細は未定ですが、ご質問のような助言・判断等の機能を持たせることは想定していません。本市と事業者の協議が調わない場合の解決方法については、別途、個別事象に即して定めることを想定しています。
78	事業契約書（案）	19	第46条	設計・改修等期間の変更方法	本条に加えて他条でも記載されている貴市と事業者間の協議について、協議開始の日から14日以内に整わない場合、第19条（会議体の設置等）に規定される第三者により構成される機関へ報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただく建付けをご検討いただけませんか。ご教示ください。	質問No. 77の回答をご参照ください。
79	事業契約書（案）	19	第47条	第三者機関の設置（設計変更）	「14日以内に協議が整わない場合には、本市が定め、事業者に通知する」とありますが、こうした場合には、貴市が一方的に通知するのではなく、第19条（会議体の設置等）に規定される第三者機関に報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただける建付をご検討頂けますでしょうか。ご教示ください。他の同様の条項（例、第46条、第48条、第52条等）も同じです。	質問No. 77の回答をご参照ください。
80	事業契約書（案）	20	第48条	賃金又は物価の変動に基づく期初改修費の変更	維持管理・運営期間中の賃金水準又は物価水準の変動により、事業に要するコストに照らして利用料金の金額が不相当となった場合には、一般利用日に係る利用料金については施設設置管理条例に関して、また、興行利用時等に係る利用料金については利用料金の上限金額等に関して見直しを行って頂けるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	利用料金体系及び水準の変更について、事業者は提案することができます。なお、一般利用については、本施設が公の施設であることを踏まえて、市民が利用しやすい利用料金体系及び水準の設定に配慮してください。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
81	事業契約書（案）	20	第48条	賃金又は物価の変動に基づく期初改修費の変更	念のため確認となりますが、変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の物価変動の基準日は2023年12月との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。 別紙8サービス対価の支払い方法に記載の「基準日」の定義の記載がないため、確認させて頂きたいと思っております。	前段について、初回起算日は事業契約締結日としています。後段について、「基準日」の定義は、「事業契約書（案）別紙8.（1）ア」に記載のとおり、サービス対価の改定の請求のあった日となります。
82	事業契約書（案）	20	第48条	賃金又は物価の変動に基づく期初改修費の変更	「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により」と記載がありますが、全国規模ではなく、地域ごとの変動を鑑みるべきだと考えます。貴市のお考えをご教示ください。	日本国外における変動を考慮しないという趣旨の規定であり、地域ごとの変動を考慮する可能性を排除するものではありません。一方で、地域ごとの変動を示す物価指数等の客観的な根拠が必要と考えます。詳細はご提案ください。
83	事業契約書（案）	26	第61条	開業準備業務の実施	施設設置管理条例の制定はいつ頃行う想定でしょうか。事業者側の運営に関する部分となりますので同条例の制定にあたっては、具体的な条文案の内容を事前にご開示いただき、事業者と協議いただくことをご確認ください。	新条例の制定は、令和7年度中を予定しています。事業者からの提案を参考として、本市と事業者による協議を行い、本市が新条例を定めます。
84	事業契約書（案）	28	第66条第2項	維持管理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止	主たる維持管理業務を行う維持管理企業は、構成員又は協力企業でなければならない。と記載ありますが、維持管理期間は長期になることや、競争原理確保のため、構成企業又は協力企業以外への委託も可能な建付とさせていただきます。貴市のお考えをご教示ください。	主たる業務を行う企業は、構成員及び協力企業でなければなりません。「入札説明書3(1)3)⑥」に記載のとおり、構成員及び協力企業の変更は原則認めませんが、やむを得ない事情が生じた場合には、本市と協議を行うこととし、協議の結果、本市が資格、能力等の面で支障がないと判断した場合には、「事業契約書（案）第11条第3項」に記載のとおり、実施体制を変更する必要があります。あらかじめ本市に通知し、要求水準等を満たすと本市が判断した場合のみ、変更が認められます。
85	事業契約書（案）	30	第71条	施設設置管理条例	施設設置管理条例の制定はいつ頃行う想定でしょうか。また同条例の制定にあたっては、具体的な条文案の内容を事前にご開示いただき、事業者と協議いただくことをご確認ください。	質問No. 83の回答をご参照ください。
86	事業契約書（案）	32	第75条第2項	運営企業による業務実施及び一括再委託等の禁止	主たる運営業務を行う運営企業は、構成員又は協力企業でなければならない。と記載ありますが、運営期間は長期になることや、競争原理確保のため、構成企業又は協力企業以外への委託も可能な建付とさせていただきます。貴市のお考えをご教示ください。	質問No. 84の回答をご参照ください。
87	事業契約書（案）	36	第89条	自主事業に係る用地の確保等	自主事業に係る用地とは入札説明書P3①本施設の立地条件に記載の③の土地を想定されていますでしょうか。また、仮にこの土地を事業者が駐車場として想定する場合には条例の範囲内となるのでしょうか。それとも条例で設定する駐車場料金の範囲とはならず、事業者で無償貸し付け契約を締結することで、自由に駐車場の料金設定できるのでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業対象地③において本市と使用貸借契約を締結したうえで民間提案施設として駐車場を整備する場合、利用料金の設定において条例の範囲内とはなりません。
88	事業契約書（案）	37	第90条	ネーミングライツの設定等	本施設に係るネーミングライツの設定に関する契約は、運営権の効力発生を条件とした内容であれば、運営権の効力発生前に締結することは妨げられないという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
89	事業契約書（案）	37	第90条第3項	ネーミングライツの設定等	「前2項の本施設等に係るネーミングライツを除き、本施設等に対するネーミングライツは本市に帰属する」について、ご説明ください。	「事業契約書（案）第90条第2項」の規定に基づき事業者のネーミングライツが終了した場合、以降のネーミングライツは本市に帰属するという趣旨です。
90	事業契約書（案）	37	第92条	サービス対価の改定及び変更	第92条第2項には政策変更も追記いただきたいです。貴市のお考えをご教示ください。	ご指摘を踏まえ、「事業契約書（案）第92条第2項」に政策変更を追記するように、修正します。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
91	事業契約書（案）	37	第92条	サービス対価の改定及び変更	「運営の根幹をなす事由の変更」では、適用範囲が不明確ですので、例えば「当事者の責めに帰すべき事由によらずに本事業の経営環境に予想できなかった悪影響が生じたこと」に変更していただきたいです。貴市のお考えをご教示ください。	「当事者の責めに帰すべき事由によらずに本事業の経営環境に予想できなかった悪影響が生じたこと」は、悪影響の程度に対する判断基準の設定が困難である等、適用範囲が不明確となるおそれがあるため、原文のとおりとします。なお、「運営の根幹をなす事由の変更」の適用範囲について、ご指摘の内容も含めて協議することは可能です。
92	事業契約書（案）	37	第92条	サービス対価の改定及び変更	富山グラウジースが本施設を継続利用することが収支算定の重要な前提ですので、仮にホームアリーナを変更するような場合は「運営の根幹をなす事由の変更」に該当すると理解しています。その理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	お示しの事例については、事業者の不可抗力による「運営の根幹をなす事由の変更」に該当すると本市が判断した場合は、サービス対価の増額について本市と事業者で協議を行う場合があります。
93	事業契約書（案）	37	第92条	サービス対価の改定及び変更	第92条に基づくサービス対価の改定及び変更は事業者と協議の上、合意によって行うことをご確認ください。	「事業契約書（案）第92条第1項」の改定については、「事業契約書（案）別紙8」の定めに従います。同条第2項の増額については、同条第3項の定めに従います。
94	事業契約書（案）	37	第92条	サービス対価の改定及び変更	本協議が整わないことにより、事業者の利用料金が著しく減少し、本事業が経済的合理性をもって継続することが不合理となった場合（但し、事業者の責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）には、第111条を準用して事業契約を解除することも想定されるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	誠実に協議を行った結果として、「事業契約書（案）第111条」を準用する可能性を排除するものではありません。
95	事業契約書（案）	39	第96条（8）	事業者による表明及び保証	設立するSPCが会社法における大会社の要件を満たさない場合、会計監査人を設置するか否かは事業者が判断できる認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
96	事業契約書（案）	44	第103条	第三者機関の設置（政策変更等）	「発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと市が認める場合」とありますが、この判断は、貴市が一方的に決定するのではなく、事業者が不服とする場合には、第19条（会議体の設置等）に規定される第三者機関での判断とできる余地を残して頂けませんか。第104条乃至106条とも同様の手当を希望いたします。	質問No. 77の回答をご参照ください。
97	事業契約書（案）	44	第103条	政策変更	事業契約締結後に貴市又は富山県内の自治体が、当該施設と同種若しくは類似する施設又は競合する施設を富山県内に設置し又は誘致することを決定した場合、当該決定は第103条に定める政策変更該当するという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	個別事象に応じて適用条文は異なりますが、第103条を適用する可能性を排除するものではありません。ただし、同種、類似又は競合する施設を設置又は誘致することの決定のみをもって「事業契約書（案）第103条」を適用することは想定していません。
98	事業契約書（案）	47	第106条第6項	不可抗力	「期中改修・統括管理・維持管理・運営費の年額に対して当該年度の累計で100分の1に至るまでは事業者が負担」とありますが、これは、未実施分を含むサービス対価の当該年度の合計額という認識でよろしいでしょうか？また、期中改修のサービス対価とはサービス対価B、またはサービス対価H、またはサービス対価B、Hの合計額、のいずれでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、サービス対価B及びHです。「事業契約書（案）別紙2」の(24)をご参照ください。
99	事業契約書（案）	48	第106条第6項	不可抗力	「期中改修・統括管理・維持管理・運営費の年額に対して」とありますが、この年額とは、当初の基本計画時点で定める計画値でしょうか、それとも当年度の実績値でしょうか。仮に後者の場合は、期中に当該事象が生じたときはどのように計算すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	本契約の締結時点で合意されたサービス対価B、D、F、G及びHの年額（ご質問でいうところの「計画値」）を指します。ただし、本契約の定めに従いサービス対価が改定された場合は、改定後の年額を指します。
100	事業契約書（案）	51	第113条	業務完了後の解除	改修業務を完了した本施設については、維持管理・運営期間後の部分のみを解除することができる、とあるので、解除後であっても当該施設に対応したサービス購入料A及びCは特定事業契約の条件に従って支払われることをご確認ください。	ご理解のとおりです。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
101	事業契約書（案）	52	第118条第1項2項	契約終了による事業者所有資産の取扱い	事業者所有資産については、事業者固有の技術、ノウハウが含まれる場合もございますので、合理的理由がある場合は、事業者側で売渡しの可否判断ができるよう修正いただきたいと思います。貴市のお考えをご教示ください。	原文のとおりとします。事業期間終了時点の事業者の判断に応じて買取りの可否が異なる場合、以降の運営継続に支障が生じるおそれがあります。ただし、真にやむを得ないものについては、事業者が投資を行う時点で、買取対象に含めるか否かを協議することは可能です。
102	事業契約書（案）	53	第119条	違約金	1-(1)、(2)において、期初改修業務及びBリーグ改修・魅力化改修業務の完了前と完了後に支払う違約金は、それぞれ該当する業務費の「年額の10分の1」と定義されています。この「年額」とは、入札時に提出する提案審査様式集4のサービス対価支払計画表における当該解除日の属する事業年度に係る年額という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「事業契約書（案）第119条第1項」のうち、(1)は「年額の10分の1」ではなく「10分の1」です。同項(2)における「年額の10分の1」の「年額」については、基本的にご理解のとおりです。ただし、本契約の締結までの間に内訳の修正があった場合、又は、本契約の定めに従いサービス対価が改定された場合は、当該修正後又は改定後の年額を指します。
103	事業契約書（案）	53	第119条第1項(2)	違約金	「期中改修・統括管理・維持管理・運営費の年額」とありますが、この年額とは、当初の基本計画時点で定める計画値でしょうか、それとも当度の実績値でしょうか。仮に後者の場合は、期中に当該事象が生じたときはどのように計算すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	本契約の締結時点で合意されたサービス対価B、D、F、G及びHの年額（ご質問でいうところの「計画値」）を指します。ただし、本契約の定めに従いサービス対価が改定された場合は、改定後の年額を指します。
104	事業契約書（案）		別紙4_第2-2	火災保険	事業者等が加入する建付けとなっておりますが、所有者である貴市が加入するものであり、貴市が別途加入している「建物総合損害共済」にて保証されるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	質問No. 19の回答をご参照ください。
105	事業契約書（案）		別紙5_2-(1)	モニタリングの基本的考え方	事業者は、貴市からの改善勧告の内容について疑義がある場合、貴市に対して協議を申し入れることができますが、他条文と同様に協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合、貴市が定めるということでしょうか。ご教示ください。	本市が事象ごとに定めます。
106	事業契約書（案）		別紙5_3-(2)	ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービス対価の減額	事業者が貴市より改善勧告を受けてから、協議を経て貴市へ改善計画書を提出するまでに要する日数（期限）について、特段の定めはなく事象ごとに判断される認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。（因みに、スケジュール例のページにおいては、14日間が設定されています。）	改善計画書の提出期限については事象ごとに定めますが、「事業契約書（案）別紙5」のスケジュール例の期間を概ねの目安として想定しています。
107	事業契約書（案）		別紙5_3-(2)	ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービス対価の減額	貴市へ改善計画書を提出してから改善完了までに要する日数（期限）について、特段の定めはなく事象ごとに判断される認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。（因みに、スケジュール例のページにおいては、第1回勧告が17日間、第2回勧告では7日間が設定されています。）	改善完了予定日の設定については事象ごとに定めますが、「事業契約書（案）別紙5」のスケジュール例の期間を概ねの目安として想定しています。
108	事業契約書（案）		別紙5_3-(3)	減額ポイントの支払額への反映	減額金額は、減額対象となる業務の支払対象期間内のサービス対価に対して、減額割合を乗じて計算されます。この「減額対象となる業務の支払対象期間内のサービス対価」とは、入札時に提出する提案審査様式集4のサービス対価支払計画表における該当する項目・期間のサービス対価という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「提案審査様式集4（資金・収支計画書）」のサービス対価支払計画表の内容に基づいて、本契約の締結時点で合意されたサービス対価を指します。ただし、本契約の定めに従いサービス対価が改定された場合は、改定後の年額を指します。
109	事業契約書（案）		別紙6_第3条	使用目的	自主事業の目的以外に使用してはならないとありますが、社会通念上相当である場合、その業種は問わないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、業種は問いませんが、要求水準を充足し、本市の事前の承認を得る必要があります。
110	事業契約書（案）		別紙8_1	サービス対価の内訳	SPCに係る以下費用は、統括管理業務として「サービス対価D」に含めるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。 →創立費、開業費、運営費、各種契約締結に係る弁護士費用、融資に係る各種手数料等	ご理解のとおりです。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
111	事業契約書（案）		別紙8_ 2-(4)	サービス対価A及びC	初年度（令和6年度）のサービス対価A及びCについて、事業契約締結から業務を開始するまでの間に令和6年度の見込み出来高を貴市へ申し出ることにより、貴市による初年度の出来高確認を令和7年3月31日までにやっていただけないでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	令和6年度及び令和7年度のサービス対価A及びCについては、「提案審査様式集4（資金・収支計画書）」のサービス対価支払計画表の内容に基づいて、本契約の締結時点で合意されたサービス対価の金額を見込み出来高として、当該年度の3月31日までに当該出来高に係る確認を行い、支払い手続きを行います。
112	事業契約書（案）		別紙8_ 2-(4)	サービス対価A及びC	事業開始2年目（令和7年度）のサービス対価A及びCについて、令和6年度の事業契約締結から業務を開始するまでの間に、令和7年度の見込み出来高を貴市へ申し出ることにより、貴市による令和7年度の出来高確認を令和8年3月31日までにやっていただけないでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	質問No. 111の回答をご参照ください。
113	事業契約書（案）		別紙8	光熱水費（サービス対価F）の改定	光熱水費について、『「消費者物価指数」中分類指数-光熱・水道（総務省）』との記載がありますが、全国的な指標ではなく、本件管内となる北陸電力等の料金変動を反映させる指標を採用して頂くことを要望いたします。貴市のお考えをご教示ください。	原文のとおりとしますが、「事業契約書（案）別紙8. (2)イ」に記載のとおり、指標については事業者の提案を踏まえて、事業契約締結までに本市との協議により変更することも可能としています。
114	事業契約書（案）		別紙8	サービス対価F	維持管理費用に係る物価指標として「企業向けサービス価格指数（建物サービス）」を参照していますが、本費用の主要な構成は保全、清掃、警備に係る労務費ですので、国土交通省「建築保全業務労務単価」（富山近郊県；保全技術員、清掃員、警備員それぞれの日割基礎単価）の採用をご検討頂けますでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	原文のとおりとしますが、「事業契約書（案）別紙8. (2)イ」に記載のとおり、指標については事業者の提案を踏まえて、事業契約締結までに本市との協議により変更することも可能としています。
115	事業契約書（案）		別紙8	サービス対価H	建設物価（一般財団法人建設物価調査会）の建設費指数（体育館-工事原価）とありますが、具体的にはどの地域の当該指標を参照する予定でしょうか。ご教示ください。	「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」建築費指数（2015年基準）2.標準指数（東京）（体育館 Gymnasium RC 一工事原価）を採用します。「事業契約書（案）別紙8」を修正します。
116	事業契約書（案）		別紙8	サービス対価D, E, F, G及びHの改定	当初指定された各指標が物価変動の実態を反映しないなど運営期間中において不適切と看做される事態となった場合は、期中において見直しができるものと理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	運営期間中の各指標について、必要が生じた場合に変更の対応を本市と事業者で協議するものとします。「事業契約書（案）別紙8」を修正します。
117	事業契約書（案）		別紙8	サービス対価の支払方法	昨年末に日本PFI・PPP協会より内閣府に対し「物価変動による改定の初回起算日は、「債務負担行為設定日」又は「入札公告日（公募公告日）」とすること並びに「物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規定されている事業者負担（1.0%又は1.5%）をゼロとすること」が提言されております。改定に伴う初回基準日が事業契約日であること、又改定に伴う足切りが1.5%となっていることからサービス対価の改定に関する文言修正をお願いいたします。貴市のお考えをご教示ください。	初回起算日については、原文のとおりとしますが、今後の協議により検討するものとします。事業者負担の割合については、原文のとおりとします。
118	事業契約書（案）		別紙8_ 5	物価変動によるサービス対価の改定	日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により」と記載がありますが、全国規模ではなく、地域ごとの変動を鑑みるべきだと考えます。貴市のお考えをご教示ください。	質問No. 82の回答をご参照ください。
119	事業契約書（案）		別紙8_ 5(2)	サービス対価の支払方法	α の絶対値が1.5%に満たない場合とありますが、 α についての説明をお願いします。	こちらは「 α 」ではなく、「 β 」の誤りとなります。事業契約書（案）を修正します。
120	事業契約書（案）		別紙8_ 5(2)	サービス対価の支払方法	サービス対価F光熱水費について、「消費者物価指数」中分類指数-光熱・水道を使用する指標とされていますが、特に電気料は各電力会社において増加率がかなり異なるため、全国規模の指標を利用した場合、実態と合わない場合が考えられます。地域指標を加味していただけないでしょうか？	原文のとおりとしますが、「事業契約書（案）別紙8. (2)イ」に記載のとおり、指標については事業者の提案を踏まえて、事業契約締結までに本市との協議により変更することも可能としています。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
121	事業契約書（案）		別紙9	プロフィットシェアリングの考え方	収入については、返金や返金に代わる損害賠償等（以下「返金等」といいます）で事後的に想定より少なかったという事態が生じうると考えられますが、その際の対応はどのようになるでしょうか、また、返金等が見込まれる場合にその分を差し引いて計算する可能性はあるのでしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	返金等が生じた場合及び生じると見込まれた場合は、還元額の調整について内容に応じて協議を行うものとします。
122	事業契約書（案）		別紙9	プロフィットシェアリングの考え方	ネーミングライツの設定による対価受領もプロフィットシェアリングの対象となる「自主事業」となると解されますが（事業契約書（案）第90条）、この場合の収入は設定時に完全に確定するものではなく、対価受領時と収益認識の時期にずれが生じる場合もあると考えられますが（場合によっては中途解約で返金等の可能性も）、その点については、事業者が準拠する会計基準に基づいて収益認識時期を判断するという点でもよいのでしょうか。ご教示ください。	毎事業年度の収入の計上時期について検討が必要となる場合は、事業者の報告内容に基づいて、本市において検討のうえに判断します。
123	事業契約書（案）		別紙9	プロフィットシェアリングの考え方	収入が上振れた場合、法人税等の納税額も増加する可能性があると思われませんが、その分は還元割合の計算において考慮すればよいということでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
124	事業契約書（案）		別紙10_第5条	秘密保持	事業者は、本事業に係る作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない、とありますが、本事業には委託契約や工事も含まれ、それらの作業従事者に対しても、個人として誓約書の提出を求めるということでしょうか。	「本事業に関わる作業従事者」とは、本市が保有する情報資産を利用する者を指します。
125	事業契約書（案）		別紙10_第7条(2)	情報の管理	情報資産を定められた場所から持ち出さないこととありますが、情報資産には紙の情報資産（例えば点検報告書）も含まれますと思いますが、これらにおいても定められた場所からの持ち出しを禁じるという認識でしょうか。	情報資産には、紙媒体のものも含まれます。なお、情報資産を外部に持ち出す場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得る必要があります。「富山市情報セキュリティポリシー」をご参照ください。
126	事業契約書（案）		別紙10_第9条	個人情報の返還又は廃棄	事業者は本事業の終了時に、本事業において利用した個人情報について、本紙の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならないとありますが、本事業において利用する個人情報は、構成企業社員や委託企業社員の個人情報、自主事業における個人情報についても返還又は廃棄の対象となるのでしょうか。	「本事業において利用した個人情報」には、構成企業社員や委託企業社員のものは含まれません。なお、本事業の自主事業のうち、本市が保有する情報資産を扱う業務については、含まれるものもあります。
127	事業契約書（案）		別紙10_第9条3	個人情報の返還又は廃棄	事業者は、個人情報保護の消去又は廃棄を行った場合、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去または廃棄の内容を記録し、書面により報告するとありますが、これは、予約システムにおける1件あたりの予約情報（個人情報含む）の予約取り消しに係る消去も対象となるのでしょうか。	「個人情報の消去又は廃棄を行った場合」には、予約システムにおける1件あたりの予約情報（個人情報含む）の予約取り消しに係る消去は含まれません。
128	事業契約書（案）		別紙10_10条2	情報セキュリティインシデント	情報セキュリティインシデント（富山市情報セキュリティポリシーの情報セキュリティインシデントの定義）が発生した場合とありますが、マルウェア感染、不正メール受信なども含めて市に報告という認識でよろしいでしょうか。	「情報セキュリティインシデント」とは、情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥をいいます。なお、不正メールの受信のみでは本市に報告の必要はなく、不正メールの不適切な管理等により事故が発生した場合は、本市に報告することが必要です。
129	様式集作成要領	2	2.(2)	入札参加者名の記載	副本ファイルの表紙にも、「入札参加者名」を記載するのでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
130	様式集作成要領	12	4.(1).1)	作成時の留意点	「記載内容を補足するための資料の添付は認めない。ただし、市が求める場合はこの限りではない」と記載があります。本事業に関心をもつ企業より「関心表明書」を受領した場合、貴市が求める資料になるのでしょうか。貴市が求める資料ではない場合、添付してはならないという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	提案審査に関する提出書類の記載内容を補足するための資料（カタログ等）の添付は認めません。なお、「関心表明書」の添付は認めます。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
131	提案審査様式集4 (資金・収支計画書)		5-4-4-c サービス対価 支払計画表 (D・E・F・ G・H)	入力数値の消費税の取 り扱い	備考に「消費税及び地方消費税の税率は10%とすること。」と記載されて いるため、税込金額で入力する認識でよろしいでしょうか。ご教示くだ さい。	様式5-4-4-cは、税抜金額を記載してください。「提案審査様式集4 (資 金・収支計画書)」を修正します。
132	提案審査様式集4 (資金・収支計画書)		5-4-5 長期収支計画表	令和22年度の取り扱い	キャッシュフロー等において、もし令和22年度を記載する必要が生じた 場合、対応する年度の列を追加して宜しいでしょうか。それとも、令和 21年度に含めて記載するべきでしょうか。ご教示ください。	必要に応じて列を追加して記載してください。
133	提案審査様式集4 (資金・収支計画書)		5-4-6 収入明細表	利用料金収入における 興行利用内訳の明確化	備考に「利用料金収入については、興行利用の収入内訳を明確に分類し て記載すること。」と記載されています。各施設・設備のD列に事業者が 想定する興行名を記載するという認識でよろしいでしょうか。ご教示くだ さい。	詳細内訳の表現については任意としますが、興行名や興行種類 (リーグ 別プロスポーツ、コンサート、コンベンション等)などを想定していま す。様式8-3-2利用料金表の内容と整合させて、収入のイメージが理解で きるようにできる限り詳細に記載してください。
134	提案審査様式集4 (資金・収支計画書)		5-4-6 収入明細表	自主事業収入におけるD 列の記載内容	自主事業収入について、「飲食」から「自主興行イベント」まで項目が 並んでいます。D列には詳細内訳を記載するという認識でよろしいでし ょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
135	入札参加資格審査 様式集		2-6	開業準備企業の参加資 格要件に関する書類	「※本様式の後ろに添付する資料は、企業ごとに整理してください」と 記載がありますが、何を添付すればよろしいでしょうか。ご教示くだ さい。	開業準備企業の参加資格要件について、添付資料は不要となります。 「入札参加資格審査様式集」を修正します。
136	入札参加資格審査 様式集		2-7	運営企業の参加資格要 件に関する書類	「※本様式の後ろに添付する資料は、企業ごとに整理してください」と 記載がありますが、何を添付すればよろしいでしょうか。ご教示くだ さい。	運営企業の参加資格要件について、添付資料は不要となります。「入札 参加資格審査様式集」を修正します。
137	実施方針及び要求水 準書(案)に対する 質問の回答	12	No. 123	Bリーグ改修・魅力化改 修業務	質問「第一アリーナについて新築当初においても観覧席を有していま したが用途は「体育館又はスポーツの練習場」となっています。本改修に おいては新B1基準の充足を目的としていますが、その場合、観覧席の扱 いは法別表第一 (一) 項に該当しないものとして扱うことができるのか 富山市の見解を提示して頂けないでしょうか。」に対し、 回答「最終判断は本市建築指導課の判断になりますが、当事業はBリーグ 以外に興行等の増加を期待しているところであり、観覧場としての安全 基準等を満たすことが必要になると想定しております。」 と なっています。 質問の趣旨は、新B1基準としても、基準法の用途上、観覧席の扱いは法 別表第一 (一) 「・・・観覧場、・・・」に該当しないものとして扱え るかを質問していると思われます。 新B1基準に改修しても、法別表第一 (三) 「体育館又はスポーツの練習 場」として考えてよろしいでしょうか。	事業者からのBリーグ改修・魅力化改修の提案内容にもよりますが、主要 用途は「体育館又はスポーツ施設」であると想定しており、平成8年度の 計画通知書を見る限り、異種用途区画で区切られている西側エリアは、 新築当時から法別表第一 (一) 項に該当していると、本市は認識してい ますので、用途変更のみの確認申請は想定していません。なお、法別表 第一 (一) 項に該当する内容は、「別紙12計画通知副本一式」をご参照 ください。
138	実施方針及び要求水 準書(案)に対する 質問の回答	12 ・ 20	No. 123 ・ No. 185	Bリーグ改修・魅力化改 修業務	No. 123の回答では、「最終判断は本市建築指導課の判断になりますが、 当事業はBリーグ以外に興行等の増加を期待しているところであり、観 覧場としての安全基準等を満たすことが必要になると想定しておりま す。」と なっています。 No. 185の回答では、「避難安全検証については、建築基準法上の仕様規 定を満たすことを想定しており、避難安全検証法の活用は想定してい ません。」とあります。 No. 123の回答にある「観覧場としての安全基準等を満たすこと」は、建 築基準法上の仕様規定を満たすことと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、富山市火災予防条例等の関連法規も満たし てください。

No.	文書名	該当箇所		項目名	質問	回答
		頁	項目			
139	実施方針及び要求水準書（案）に対する質問の回答	14	No. 136	Bリーグ改修・魅力化改修業務	<p>質問 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「富山県民福祉条例」等の法律への対応は必須でなくてよろしいでしょうか。」に対し、「法規（法第十四条第5項及び条例第28条）通り努め、Bリーグ改修・魅力化改修を計画してください。」とあります。</p> <p>適合に努めるとあるので、申請はなしで、できる限り対応することよろしいでしょうか。</p> <p>以下は条文 法第十四条第5項：・・・は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 条例第28条：・・・管理する者は、当該生活関連施設について、整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	申請の有無についても法規通りです。また、新B1アリーナ基準を満たしてください。
140	実施方針及び要求水準書（案）に対する質問の回答	15	No. 145	スポーツ教室・健康増進プログラム	<p>No145にて「現在本施設で実施されている以下のスポーツ教室・健康増進プログラムの内容」をご質問したところ、「①②ともに、スポーツ協会発行のActive+Bookをご参照ください。」との回答を頂きました。</p> <p>Active+Bookを確認しましたが、実施スクール名・曜日・定員・料金設定等の記載はあるものの、No145にて質問した「①現指定管理者が実施している教室参加者・教室収入」「②総合型地域スポーツクラブが実施している教室参加者・教室収入」といった教室参加者実績・収入実績の記載がありません。</p> <p>①収入の算出をする上でも重要な要素となりますので開示をお願いします。</p> <p>②現指定管理者が自主事業として教室を実施する際は減免されているのでしょうか？条例施行規則や開示頂いた減免取り扱い基準も確認しておりますが、詳細（減免率・減免対象か否か）が読み取れなかったためお示しください。</p> <p>③総合型地域スポーツクラブが行っている教室は減免されているのでしょうか。条例施行規則や開示頂いた減免取り扱い基準も確認しておりますが、詳細（減免率・減免対象か否か）が読み取れなかったためお示しください。</p>	<p>①教室参加者実績は、スポーツ協会の事業報告をご参照ください。収入実績は、スポーツ協会に直接お問合せください。</p> <p>②現在の指定管理者であるスポーツ協会については、別紙43「スポーツ施設使用料等の減免取り扱い基準」記載のとおり「市が公認するアマチュアスポーツ団体」として取り扱っており、富山市スポーツ施設条例施行規則に基づき、50%の減免を適用しています。</p> <p>③総合型地域スポーツクラブについては、別紙43「スポーツ施設使用料等の減免取り扱い基準」記載のとおり「市が公認するアマチュアスポーツ団体」として取り扱っており、富山市スポーツ施設条例施行規則に基づき、50%の減免を適用しています。</p>
141	実施方針及び要求水準書（案）に対する質問の回答	20	No. 185	別紙41 建築法令等に関する現状の整理	<p>回答では、「避難安全検証については、建築基準法上の仕様規定を満たすことを想定しており、避難安全検証法の活用は想定していません。」とあります。</p> <p>任意の防災評定も必要なしということで宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。